

意見書（案）第12号

P F A S ・有機フッ素化合物による飲料水源汚染の原因究明と市民の健康を守る施策の実施を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 嶋 崎 英 治  
賛成者                   "           栗 原 けんじ

## P F A S ・有機フッ素化合物による飲料水源汚染の原因究明と市民の健康を守る施策の実施を求める意見書

東京都多摩地域の井戸水から発がん性が疑われる人工的に作られた有機フッ素化合物（P F A S）が検出された問題で、東京都が汚染によって取水を停止した井戸が、7市（立川市、小平市、国分寺市、国立市、府中市、調布市、西東京市）の11施設34本に上っている。

2021年2月、航空自衛隊那覇基地からP F A Sを含む泡消火剤が基地の外に流出、飛散した事故が起きている。P F A Sに汚染された川の水は海を汚染し、地下水は土壌も汚染する。野菜や魚を通じての汚染は続く可能性がある。したがって、土壌や河川、海を含めて総合的な対策の確立は急務である。

P F A Sは発がん性があり、体内に取り込まれるとなかなか排出されない。P F A Sは胎盤を通過して胎児にも移行する。京都大学医学研究科の小泉昭夫名誉教授は、P F A Sについて、発達毒性があり、子どもの発達に重大な影響を及ぼし、体重が小さく生まれると警鐘を鳴らしている。

国分寺市を中心に市民団体が取り組んだ87人分の血液検査の結果、P F A Sの血中濃度が米国内で定めている指標値を超えた住民が約85%にも上っており、市民団体は「都は汚染源を早く特定し、対策を取ってほしい」と訴えている。

この21年間でP F O Aの知見が積み重ねられ、より低い濃度でも危険性があることが判明し、飲料水の規制基準値はますます低くなっている。2022年6月、米国環境保護庁（E P A）は、P F A Sに関するガイドラインを発表した。ガイドラインでは、P F A Sが発がん性や免疫力の低下など人体に及ぼす悪影響の可能性を踏まえ、基準を全般的に大幅に強化している。P F A Sのうち特に毒性が強いとされるペルフルオロオクタン酸（P F O A）とペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）については、これまで水道水1リットルの含有量はP F O A・P F O S合算で70ナノグラム以下が安全性の目安とされてきたが、P F O Sは0.02ナノグラム、P F O Aは0.004ナノグラムに強化している。E P Aは「ゼロに近い量でも健康に悪影響を及ぼす可能性がある」と説明している。

日本の場合、水道水の規制基準（暫定目標値）はP F O SとP F O Aの合計値で50ナノグラム・パー・リットルであるが、厚生労働省が2020年1月から2021年3月にかけて行った全国68浄水場の汚染調査データでは、60%に当たる43浄水場で2ナノグラム・パー・リットルを超えていた。

命の維持に不可欠な飲料水を毎日飲む、そのことによりP F A Sが血液中に取り込まれ、身体がむしばまれてゆく。こんなことはあってはならない、ゆゆしきことである。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記のことを求める。

## 記

- 1 米国ガイドライン水準の規制値を設定すること。
- 2 日本列島に存在する米軍基地及び自衛隊基地のP F A S汚染の実態調査を率先して行い、調査結果を速やかに公表すること。
- 3 P F A S・有機フッ素化合物が検出され、くみ上げ停止した飲料水源の汚染原因を究明し、公表すること。
- 4 土壌や河川、海を含めて総合的な対策を早急に確立すること。
- 5 P F A Sの血中濃度検査を無料で実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち